

平成二十一年六月二十二日受領
答弁第五四五号

内閣衆質一七一第五四五号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件についての警察庁による謝罪等に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件についての警察庁による謝罪等に関する質問に対する答
弁書

一について

栃木県警察によると、菅家氏が長期間にわたり刑に服されることとなったことについて、早期に謝罪することが適当であると判断して謝罪したとのことである。また、国家公安委員会委員長としても栃木県警察と同様の考えで謝罪したものである。政府としては、いずれの謝罪も早期に行われたものと考えている。

二について

菅家氏に対しては、本件捜査を行った栃木県警察において、同県警察本部長が菅家氏と面接の上、謝罪の意を適切に伝えたところであり、現時点においては、国家公安委員会委員長が菅家氏と面接の上、謝罪することは考えていない。

三及び四について

鹿児島県警察によると、現時点においても、先の答弁書（平成二十年五月三十日内閣衆質一六九第四〇九号）で述べたとおり、元被告人の方々等と面接の上、謝罪の意を適切に伝えることは困難であると判断

しているとのことであり、国家公安委員会委員長としては、同県警察の判断について特段の異議を唱えるべきものとは考えていない。